

6.11.16  
3223

解決事項  
 一 全賃上げ表を解雇  
 一 全一封止

法人 報告書



登記簿上原簿

函館市松風町四四  
 函館市松風町四四  
 (資本金二百万)

労働者 女四二名  
 参加者 女三七名

同工場の後来請負制度を以て不況を為本年八月十日工賃四割  
 値下ヲ断行シ、従業員ハ不満ヲ流ケ来リシ処十月六日臨時女工  
 一名ヲ雇入レ名ヲ宥知シ、此ノ事業ノ好否ヲ意味スルモノナリトテ  
 今日工賃ニ割値上ヲ要求セルモ拒絶サレタルニ因リ、罷業遂行  
 レタルガ事業主側ハ本考カ女工五名ヲ督勵シテ操業連續セ  
 レメ、尚今日正日マデニ出勤セザル者ハ退職者ト見做ル旨通達  
 シテ、是レテ争議固ノ切崩シニ努メタル結果、廿争議固ノ法東  
 乱レ結局謝罪書ヲ提出シテ労働者側ハ惨敗ニ終リ解決  
 (全三十一日) 而シテ二十日一考ニ就業ス